



島根県報

令和8年3月23日（月）

号外第36号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第149号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	261号	江津市松川町八神105番3地先から同85番1地先まで	前	メートル 8.99～ 26.46	メートル 300.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 拡幅及び減幅 仮設道撤去
			B	12.01～ 24.75	229.60	
			後 A	8.99～ 39.67	300.00	
"	488号	益田市隅村町771番地先から同地先まで	前	11.50～ 13.00	32.00	益田県土整備事務所 払下げ 減幅
			後	11.50	32.00	
県道	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ263番1地先から同イ262番6地先まで	前	8.25～ 16.19	63.14	浜田県土整備事務所 拡幅
			後	9.50～ 28.42	63.14	